

第82号様式（第45条、第45条の2関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

次のとおり不動産取得税の減額を決定しましたから通知します。

課税年度	課税番号	不動産区分	物件持分	共有者数	
物件所在地					
適用控除減額事由					
区分	課税標準額	税率	税額	減額	確定税額
確定額 (1)	円	%	円	円	円
既確定額 (2)	円	%	円	円	円
増減額 (1)―(2)	円	%	円	円	円

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第84号様式の5を次のように改める。

第84号様式の5（第45条の5関係）

第 号
年 月 日

様

富山県知事 印

県たばこ税更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号				事業者番号			
課税対象年月		年 月		申告書提出期限		年 月 日	
更正(決定)の理由							
本 税	区分		課税標準 (本)		税額 (円)		
	更正(決定)額①	製造たばこ					
		旧3級品					
	既に納付・還付の確定した額 ②						
	過不足額①－② ③						
加 算 金	区分	算定基礎となる税額(円)	率 (/100)	加算金額 (円)	既に納付の 確定した額 (円)	過不足額 (円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日		年 月 日		加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限		年 月 日		納 付 す べ き 額 ③+④		円	

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第96号様式を次のように改める。

第96号様式（第46条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号			課税対象年月	年 月 分	登録番号		
更正(決定)の理由							
本 税	区分		更正(決定)による額等		既に納入(納付)の確定した額等		過不足額等
	利用人員(人)						
	税 額(円)						①
			税 額 内 訳				
	今 回 分	等 級					
		利用人員 (人)					
		税 額 (円)					
	既 確 定 分	等 級					
		利用人員 (人)					
		税 額 (円)					
加 算 金	区分		算定基礎となる税額	率 (/100)	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
	過少申告加算金 (円) (加重対象分)						② ③
	不申告加算金 (円) (加重対象分)						④ ⑤
	重 加 算 金 (円)						⑥
	申告書提出期限 年 月 日		申告書提出年月日 年 月 日		指定納期限 年 月 日	納入(納付)すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥	円

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第96号様式付表及び第96号様式の 2 を削る。

第99号様式中「証紙で」を削り、同様式の備考の 2 を削り、同様式の備考の 3 を同様式の備考の 2 とする。

第 105号様式を次のように改める。

第 105号様式（第52条関係）

（表）

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

自動車税環境性能割更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり自動車税環境性能割の課税標準額及び税額（加算金）を更正（決定）しましたから通知します。

なお、この通知により納付すべき税額等は、年 月 日までに納付してください。

登録番号		申告等年月日			
区 分	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額		
課 税 標 準 額	千円	千円	千円		
税 率					
税 額	円	円	円		
	計算の基礎となる税額	率	年 税 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額
過少申告加算金 （通常対象分） （加重対象分）	円		円	円	円
不申告加算金 （通常対象分） （加重対象分）					
重 加 算 金					
通 知 納 期 限				加算金計	
摘 要				納付すべき額	

備考 1 裏面をご覧ください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- 1 不足税額については、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント）の割合（平成12年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年 1 月 1 日から令和 2 年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。令和 3 年 1 月 1 日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に 1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。

第 106号様式から第 108号様式までを次のように改める。

第 106号様式から第 108号様式まで 削除

第 110号様式及び第 111号様式を次のように改める。

第 110号様式及び第 111号様式 削除

第 111号様式付表を削る。

第 112号様式を次のように改める。

第 112号様式（第62条、第63条関係）

整理番号

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

自動車税環境性能割課税免除通知書

次のとおり自動車税環境性能割の免除（承認、不承認）を決定しましたから通知します。

登録番号	年度	既確定額（円）	確定額（円）	増減額（円）

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 115号様式を次のように改める。

第 115号様式（第67条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

特別徴収義務者登録通知書

地方税法第 144条の15第 2 項及び富山県税条例第 136条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特別徴収義務者として登録したので通知します。

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （法人名）	
登録年月日		

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 123号様式から第 123号様式付表 2 までを次のように改める。

第 123号様式（第67条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

軽油引取税更正・決定・（加算金決定）等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号		課税対象年月（日）		事業者コード		
更正（決定）の理由						
本 税	区分	更正（決定）による額等		既に納入（納付）の確定した額等		過不足額等
	課税標準量（L）					
	税 額（円）					
加 算 金	区分	算定基礎となる税額	率（/100）	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
	過少申告加算金（円） （加重対象分）					
	不申告加算金（円） （加重対象分）					
	重加算金（円）					
申告書提出期限		申告書提出年月日	指定納期限		納入（納付）すべき額	

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 123号様式付表 1 （第67条関係）
軽油引取税の調定内訳書（納入分）（ ）

年度	事務所	処理日	調定年月日

課税番号 行為年月 申請処理区分 申請（通知）年月日 指定納期限	事業者コード 登録番号 特別徴収義務者 （納税者） 氏名（名称）	納入数量 ^(ア)	除外数量 ^(イ)	輸出数量 ^(ウ) 課税済数量 ^(エ)	免税証控除数量 ^(オ) 合衆国軍隊数量 ^(カ)	計 ^(キ)	差引計 ^(ク) 欠減量 ^(ケ) 課税標準量 ^(コ)	既調定税額 調定税額 歳出減額	加算金	確認
		ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	円	円	

第 123号様式付表 2 (第67条関係)

軽油引取税の調定内訳書（納付・普通徴収分）（ ）

年度	事務所	処理日	調定年月日

[illegible]

第 124号様式を次のように改める。

第 124号様式 削除

第 130号様式を次のように改める。

第 130号様式（第71条関係）

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

特別徴収義務者登録消除通知書

次のとおり特別徴収義務者の登録を削除したので、富山県税条例第 136条の 2 第 7 項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （法人名）	
登録消除年月日		
（理由）		

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(1)から第 134号様式(3)までを次のように改める。

(表 1)

自動車税種別割納税通知書

様

下記のとおり課税しましたので通知します。裏面の注意事項等をご確認の上、納期限までに納付してください。

税目	自動車税種別割	登録番号					
年度		期別		区分		課税番号	
グリーン化税制							
		円				円	
		円				円	
課税の根拠		地方税法第 146 条及び富山県税条例第 137 条の 2 第 1 項					
納付する税額		円	納期限		年 月 日		

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(表2)

領収済通知書 ㊤ ㊥

加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額	円			
収納機関番号		納付番号			確認番号		納付区分	
納期限			年度				OCR-ID	

延滞金額	円	課税事務所	
合計金額	円	取りまとめ金融機関	

納税者氏名	様
C V S 収 納 用	

領収日付印

㊤

納付書（原符）

加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			

領収日付印

領収証書 ㊤

加入者名 富山県総合県税事務所

口座記号番号

納付番号		確認番号	
登録番号		納付区分	
税目	自動車税種別割	年度	
期別			
申告処理区分		事務所	総合県税事務所
納期限	年 月 日		

納付（納入）する額	税額	円
	延滞金	円
		円
		円
	合計	円

左記金額を領収しました。

金額	円
延滞金	円
合計金額	円

領収日付印

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(2) (第76条関係)

(表)

自動車税(種別割) 納税通知書

次のとおり課税しましたので通知します。
あなたが納付すべき税額について、ご指定の口座から納期限に振替納付されます。

様

登録番号	区分	年度	
グリーン化税制			
年税額	減免等の額	既納付額	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			
地方税法第 146条及び富山県税条例第 137条の 2 第 1 項			

納期限(振替日)	年 月 日
----------	-------

上記の金額が振替納付される予定ですので、口座残高をご確認ください。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 134号様式(3) (第76条関係)

(表)

領収済通知書

加入者名

富山県総合県税事務所

口座記号番号

金額

円

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付区分

納期限

年度

OCR-ID

延滞金額

課税事務所

領収日付印

合計金額

取りまとめ金融機関

納付者氏名

とりまとめ店

CVS収納用

納付書 (原符)

加入者名

富山県総合県税事務所

口座記号番号

納付番号

確認番号

納付区分

税目

納期限

金額

円

延滞金

円

合計金額

円

納税者氏名

様

納付内容

課税事務所

領収日付印

自動車税種別割納税通知書兼領収証書

口座番号

加入者名

グリーン化税制

年税額

円

減免額

円

既納付額

円

差引税額

円

e L番号

課税年度

年度

登録番号

税額

円

延滞金

円

合計額

円

納期限

年

月

日

地方税法第146条及び富山県税条例第137条の2第1項の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。

年

月

日

富山県総合県税事務所長

納付場所

富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関

領収日付印

納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号

この証明書は、「車検証」といっしよに保管してください。

有効期限

年

月

日

富山県総合県税事務所長

領収日付印

(裏)

	【延滞金について】 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。 この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。	【処分不服がある場合の救済の方法】 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
--	---	--	--

第 134号様式(3)の次に次の2様式を加える。

第 134号様式(4) (第76条関係)

(表)

年度 自動車税 (種別割) 納税通知書

あなたの自動車税 (種別割) は下記のとおりです。

つきましては、先に依頼のありました下記預金口座から 年 月 日に
振り替えさせていただきますので、口座残高の確認をお願いします。

記

- 1 税 額 円
- 2 課税対象車両 台 (別添内訳書のとおり)
- 3 区 分
- 4 年 度
- 5 課税の根拠
- 6 納 期 限
(振替日)
- 7 口座振替指定金融機関及び口座番号

金融機関名

預金種別

口座番号

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 137号様式(1)を次のように改める。

第 137号様式(1) (第76条関係)

No.

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

下記登録番号の自動車に係る自動車税（種別割）について、現納税義務者
には、滞納がないことを証明します。

富山県総合県税事務所長 印

自動車登録番号
車台番号
有効期限
備考

注意事項

登録番号・有効期限を訂正したものは無効です。

第 137号様式(2)中

自動車の車体番号			
下3桁			

を

自動車の車体番号				
下4桁				

に改め、「備考 納税証明書自動発行機により証

明書の交付を請求する場合は、この申請書の提出は不要です。」を削る。

第 137号様式(4)中「年 月 日」を削る。

第 139号様式を次のように改める。

第 139号様式（第80条関係）

(表)

様

下記のとおり賦課しましたから通知します。

課税年度				期別	
鉱業権登録番号					
課税番号					
区分	課税標準	百アール 千メートル	税率(円)	月数	税額(円)
既確定額					
確定額					
差引					
課税の根拠	地方税法第 178 条及び富山県税条例第 150 条				
納付する税額			納期限		

年 月 日
富山県総合県税事務所長 印

下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。

富山県

公 eL

加入者名		口座記号番号		金額	
収納機関番号		納付番号		確認番号	
納期限		年度		OCR-ID	

延滞 金額	円	課税事務所		領 収 日 付 印
合計 金額	円	取りまとめ金融機関		
納税者氏名				
C V S 収 納 用				

富山県

公

加入者名	
口座記号 番号	
納付番号	
確認番号	
税目	
納期限	
金額	

納税者氏名	
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

公

加入者名
富山県総合県税事務所
口座記号番号

納付番号		確認番号	
		納付区分	
税目		年度	
期別			
		事務所	
納付 (納入) する額	税額	円	

領 収 日 付 印

(裏)

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

第 150号様式中「証紙徴収済額」を「徴収済額」に改める。

第 151号様式を次のように改める。

第 151号様式（第82条関係）

狩猟税納付書

年度	年度	登録番号	※ 記入不要	氏名				
登録 区分	種別	税率						摘要
		富山県全域	放鳥獣猟 区のみ	対象鳥獣捕獲員	認定鳥獣捕獲 等事業者の従 事者	軽減税率適 用狩猟者	軽減税率適 用従事者	
第1種	1号	16,500円	4,100円	課税免除	課税免除	8,200円	8,200円	
	2号	11,000円	2,700円	課税免除	課税免除	5,500円	5,500円	市町村長の 証明書を添付
網	3号	8,200円	2,000円	課税免除	課税免除	4,100円	4,100円	
	4号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の 証明書を添付
わな	3号	8,200円	2,000円	課税免除	課税免除	4,100円	4,100円	
	4号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	市町村長の 証明書を添付
第2種	5号	5,500円	1,300円	課税免除	課税免除	2,700円	2,700円	
合計金額						円		

備考 該当する「税率」を○で囲んでください。

○で囲んだ税率の合計を合計金額欄に記入してください。

課税免除の場合は0円と記入してください。

納付は、手数料収納窓口で裏面により行ってください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 15 条の改正規定、第 20 条の表の改正規定（同表の(2)の項中「、第 15 条の 6 の 2 第 3 項及び法附則第 59 条第 3 項」を「及び第 15 条の 6 の 2 第 3 項」に改める部分、同表の(3)の項中「及び法附則第 59 条第 3 項において準用する場合」を削る部分、同表の(4)の項中「（法附則第 59 条第 3 項において準用する場合を含む。）」を削る部分及び同表の(5)の項中「及び法附則第 59 条第 3 項」を削る部分に限る。） 、附則に 1 項を加える改正規定並びに第 8 号様式、第 9 号様式、第 37 号様式及び第 47 号様式の 4 の改正規定 公布の日
 - (2) 第 11 条第 1 項及び第 29 条第 2 項の改正規定、第 52 条の表の改正規定（同表の(1)の項中「第 138 条の 7 第 2 項」を「第 138 条の 7 第 3 項」に改める部分に限る。） 、第 53 条から第 55 条まで、第 56 条及び第 57 条から第 61 条までの改正規定、第 43 号様式(5)、第 43 号様式の 2、第 99 号様式、第 106 号様式から第 108 号様式まで、第 110 号様式及び第 111 号様式の改正規定、第 111 号様式付表を削る改正規定並びに第 150 号様式及び第 151 号様式の改正規定 令和 7 年 10 月 1 日
 - (3) 附則第 4 項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第 57 条第 2 項から第 5 項まで、第 58 条、第 60 条及び第 61 条の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日から令和 12 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第 61 条の規定中「富山県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年富山県規則第 13 号）」とあるのは「富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和 7 年富山県規則第 49 号）による廃止前の富山県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年富山県規則第 13 号）」とする。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)